

「最近の貸金業界事情」

① 一部の業者が次のような和解契約の連絡を利用者にしている様子です。

「利息を0%にします。元金は分割で結構です」

「一括で〇万円を支払ってもらえれば残額は免除します」

この場合、借金どころか今まで払いすぎた利息も過払い金が発生していることがほとんどです。返済に困った利用者が、司法書士や弁護士に債務整理の依頼をすると、過払い金の返還請求や訴訟を起こされます。これを防ぐため、先に利用者本人に和解をさせてしまおうとしているのです。

②では、過払い金は全て回収できるのか…一部の貸金業者は現在資金繰りが厳し

いようで、わずか数万円の過払い金を数回に分割してくれというところもありまます。また、上場企業でも破綻する会社が出てきました。相手が倒産している状態では回収は困難です。その意味では、返還請求は早い者勝ちという状況です。

お心当たりのある方はできるだけ早い対応が必要です。自分だけで判断せず、一度専門家に相談下さい。

過払い金の返還請求なら

他 相続 離婚 債務整理

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050

tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

http://www.sandachuo.com